

特別委員会別活動報告

第一作業部会

総括

本年第3回目のWG活動が9月20日のWG日越合同会議を皮切りに本格的に開始された。今年度も昨年度に引き続き、行政・雇用・保険／税制・輸出入／関税の4部会で構成し、基本的には日越官民合同会議の議題に基づくが、ホーチミン側で解決出来る内容を集中論議、解決を図ることを主眼とし、中央政府で解決すべき課題については両者の理解認識を一致させ、お互いが中央政府に働きかけ提言解決を図ることで合意し、各部会毎に精力的な活動を進めてきた。

第一作業部会

第一作業部会は行政を中心とした課題について、日本側メンバー6名、ベトナム側2名とオブザーバーとして総領事館・JETROからも参加頂き、更にベトナム側も論議の内容によって関係省庁の担当官にも出席頂き論議を進めてきた。

本年度の主な指摘事項と改善要望は、

- ・ 関連性・同時性・統一性・明確性・現実性のある、法令の作成、公開、施行。
- ・ 輸出義務規定（80%）や現調化強要規定見直しと緩和。
- ・ 100%外資設立認可事業の明確化と拡大。
- ・ 取締役会の全会一致ルールの撤廃。
- ・ 二重価格の完全撤廃とマスタープランの作成。

- ・ 土地所有権担保による銀行借り入れと土地価格の明確化。

- ・ 商標・意匠権の保護対象範囲の拡大と取締りの強化。

の7項目に絞って論議を行った。まだ完全とは言えないものの、10月23日にはホーチミン市長名で外国投資における手続き改革の指示がだされ、我々が要望していた外国企業の為の相談窓口がDPIに設置されるなど改善に取り組んでいることは評価できる。今後とも両者が理解し認識を一致させ継続されていけば、必ず良い方向に進むと感じた一年間であった。

本年一年間業務ご多忙の中WG活動にご尽力頂いた委員の皆様にお礼申し上げますと共に、商工会会員の皆様のご支援ご協力に感謝致します。

特別委員会別活動報告

第二作業部会

事業活動を推進する上で安定した雇用確保は基本的な重要ファクターである。とりわけ良質且つ安価な労働力はベトナムの比較優位であり、投資促進における最大の強みでもある。

この強みを活かす安定した労働環境を造るべく第2作業部会は賃金・雇用問題をテーマにホーチミン人民委員会（以下HCM-PC）と5回にわたり協議してきた。政府は2001年9月の国会にて1994年に施行された現労働法の改正を予定しており、その改正案の特に事業運営上問題となる以下の4項目に焦点を絞り協議した。労働法は中央政府（労働負傷兵社会福祉省-MOLISA）管轄でありホーチミン市での直接決定権は無いものの外国企業が集中する当地での企業側意見を汲み上げ、予定されている労働法改正に反映してもらうべくHCM-PCに働きかけた。基本的には双方の問題認識、合理性、非合理性の考え方のズレは少ないとの感触はあるものの、最終の答えである法制化になると政治制度の違いにより全く異なるものになる恐れも多分にある。自主裁量を願う外資系企業とより強い管理を骨格とする国との基本的な乖離が根底に存在する。

1. 賃金問題

(1) ベトナムドン建てベトナムドン払い

一既に首相令53号で従来のドル建て変更済みなれど駐在員事務所、銀行支店、航空会社支店等は対象外。外資系全てに適用するよう又通貨選択の自由を企業に認めるよう要請、HCM-PCより近々承認される見込みとのことと評価できる。

(2) 賃金体系-事細かな賃金・ボーナス・昇給等の規定

一部労働争議が起こっており管理強化が必要との政府意見に対し、最低賃金他基本的事項を除いてより企業の自主裁量権に委ねるべきと重ねて要請した。

2. 労働時間短縮（週40時間労働）

現在週40時間は行政機関のみに適用されているが民間にも拡大適用の動きがある。時短は当然企業として取り組むべきテーマではあるが、一気に20%もの労働時間短縮はコスト的に競争力を失うことになり時期尚早である。ベトナム産業の競争力を高めた上で段階的に時短を進めるべきである旨、より慎重な対応を要請した。

3. 直接雇用の許可

人材派遣会社経由での雇用は著しく時間のロスであり又企業が求める人材提供に限界があり企業の直接雇用の認可を求めた。従来の人材会社への申請後30日から15日後に直接雇用活動が認められ多少改善した。さらに完全直接雇用の認可を求めた。

4. 労働許可の簡素化・期間延長

無犯罪証明書、HIV検査を含む健康診断書他手続きが煩雑であり、簡素化を求めるも具体的な動きは未だ無い。但し2回目は提出書類大幅に削減されるとのこと及び書類さえ揃えば現在全て認可しているとのこと。また期間も最長3年間に延長された。

以上の活動内容で双方問題点・改善点等共有した。労働法改正にJBAHの意見が多く反映されることを願う。

特別委員会別活動報告

第三作業部会

金融・税制問題

当作業部会は、11月6日に第一回、12月21日に第二回会議を開き、金融・税制関連の問題を討議した。

金融関連の内、保険分野については、ホーチミンにおいて該当の部門がない為、DPI宛文書にて5項目の要望事項を提出し、返答を得た。

次に銀行分野では、

- (1) 金融全般について
- (2) 金融取引制度の改善
- (3) 銀行営業規制の緩和
- (4) 為替市場の整備

の主要4項目で合計7件の要望事項を掲げたが、本年度中に規制が撤廃されたり、改善された項目もあり、まずまずの成果を達成することができた。

一方、税制関連では、

- (1) 付加価値税VAT
- (2) 外国人居住者の個人所得税
- (3) 法人税

の主要3項目で合計7件の要望事項につき討議を行ない、日越双方活発な意見交換がなされ、すぐには改善が困難な問題も残ったものの、満足のいく成果が得られた。

各論総括

1. 金融関連

- (1) 外貨交換にかかわる制度の見直し

現在の強制売却比率(40%)を段階的に引き下げ、最終的には完全撤廃する方針の由。

- (2) 貸出金利の上限の撤廃

本年度、米ドルに関しては完全に撤廃された。

- (3) 金融機関にとってのベトナムドン調

達を容易にするためのSWAP制度の再開

昨年度に引き続き要望した事項であるが、本年7月にS SWAP制度が再開された。

- (4) 海外再保険出再ルールの撤廃
海外再保険の出再ルールが完全に撤廃された。

2. 税制関連

- (1) VAT税率の一本化

財務省内で検討中の由、早期実施を要望した。

- (2) 外国人居住者の最高税率の引き下げ

近隣諸国と比較しても高く、投資促進の阻害要因となっている旨、力説した。

- (3) 広告宣伝費・販売促進費の損金処理の拡充

市場経済では広告宣伝は不可欠であり、制限の緩和・撤廃を要望した。

特別委員会別活動報告

第四作業部会

「輸出入手続や税関行政」に関連して「私たちの投資環境を阻害する問題点」はないか？ 第四作業部会は、斯かる問題意識をもってホーチミン市人民委員会との話し合いを進めてきた。

今年度は「関税法」が新たに制定され、2002年1月から施行される。その準備期間として、貨物検査簡略化の試みなど税関行政に種々の変化がみられた。しかし、急激な変更は現場での混乱を来すこともある。関税法の制定を機に、税関行政の動向に今まで以上の注視が必要となった。

私たちは部会内で「関税法」全文を日本語に訳し、さまざまな疑問点を税関当局に質した。

多忙な中、翻訳作業や人民委員会との会議に時間を割いていただいた部会メンバー各位に感謝したい。「関税法」日本語訳を別途ホームページに掲載したので、会員皆様のご参考とされたい。

また、組立産業からはその部品調達についての問題提起がなされた。「現地調達率」を規制しこれに準じて税率を課す方式は、高品質な部品が国内で潤沢に手配できる環境を前提とする。裾野産業が未発達な当地で先進国と同様の「現地調達率」を規制するには、相当の無理があると言わざるを得ない。

これらの問題点を整理しながら、ホーチミン市人民委員会との交渉にあたった。

ホーチミン市人民委員会との交渉

交渉手法に「具体的事例」を重視するよう努めた。ベトナム側からの要望でもあったが、議論は日常性の高い「現場感覚」を基本とし

た。

1. 「関税法」82条の制定と23項目の質問点

2001年6月ベトナム国会で制定された関税法は、2002年1月から施行される。これによりベトナムの税関行政が、統一かつ透明性高く行われることが期待される。通関手続は全て法律による明文規定を基準とし、従来の如く曖昧な対応は排除されねばならない。

82条からなる関税法に対して、私たちは質問点23項目をまとめた。例えば、「税関情報システムの確立」（第8条）とはどのような内容なのか？「通関代理人の登録、活動の条件は別途定める。」（第21条）とあるが、別途規定を明確にしてほしい。「電子商取引による輸出入貨物に関して、政府は税関の検査監視を取り決める。」（第39条）とあるが、政府の検査監視規定とは何なのか？などなどである。これら質問点に対しての回答は未だ得ていないが、今後公布される関連法規や税関行政の変化など、注意してゆかねばならない課題であろう。

2. 部品輸入に関するCEPTの問題点

ベトナムに進出した組立産業共通の悩みではあるが、具体的には家電製品を例に議論した。

現地調達率20%以下の家電製品の場合、部品の輸入税率は40%にも達する。一方CEPTでは家電完成品の輸入税率が20%にまでに軽減される予定となっており、このままでは部品を輸入してベトナムで組み立てる意味がなくなる。かと言ってベトナム国内で全ての部品を調達するのは難しく、結局完成品を輸入

する方が安くなってしまふ。

部品の現地調達率規制とCEPT税率との矛盾は、今後ますます激化することが危惧される。ベトナムへの外国投資を阻害するのみならず、既に進出した組立工場で働くベトナム人の雇用をも危うくするものと懸念される。との問題提起に対して、人民委員会側も事の重要性を認識し、業界単位で問題解決を図る方向性が確認された。家電業界との議論を嚆矢として、現地調達率規制とCEPT税率とのバラバラな政策運営に整合性を見出すことが期待される。

3. EPZ企業やEPE企業から購入する部品が、現地調達として取り扱われない問題点

組立産業では、「現地調達」部品が製品の品質や価格に大きく影響する。しかしながらEPZ企業やEPE企業から購入する部品をホーチミン税関は「現地調達」として認めず、国産部品であるのに割高な税率が適用されている。このままでは、組立産業の発展やまた部品産業の育成にも大きな障害をもたらすこととなる。EPZ企業やEPE企業から購入する部品の「輸入税率の見直し」をもとめると共に「現地調達への算入」など、人民委員会に対して問題提起を行なった。

CEPT税率と類似する部品調達の問題であり、家電業界との議論で一括して検討したいとの対応を得た。EPZやEPEにおいては国内への販売を行なわないという原則があるものの、特に部品産業の場合この原則がどこまで現状妥当なものなのか。人民委員会も「この問題の解決がベトナムの発展にも貢献する」と認識しており、何らかの改善策が見出せる

のではないかと期待される。

4. 今後の課題

今年度は、関税法制定と税関行政の問題、および部品調達の問題点を提起した。しかし議論は緒についたばかりで、具体的な問題解決は今後持ち越さざるを得ない。

私たち第4作業部会の意見は、官民合同ラウンドテーブルと連携しながらベトナム政府に伝えられる。この制度は私たちの誇りとするもので他の外国投資にはない交渉形態である。この貴重な場を今後とも発展させてゆくことは、「投資環境改善の為の提案」を単なる提案だけで終わらせのではなく実効性ある政策に具体化させる為にも、是非とも必要と考える。米越通商協定が2001年12月に発効したが、中国や他のアセアン諸国と比較した場合いまなおベトナムの投資環境が遅れているのは、いつわざる事実であろう。引続きWGの場で新たな問題解決が必要となる。AFTAの実施も目前である。進出企業の種々経験を踏まえた投資環境の改善は急務と言える。ベトナムへの投資が再び注目されている。だからこそ辛口の提言がいま必要である。

特別委員会別活動報告

Private Sector Forum

Private Sector Forum（以下PSF）は1998年6月ベトナムへの援助国（Consultative Group以下CG）会議開催時に発足し、その後毎年開催されるベトナム政府とのCG会議に連動して開催され現在に至っている。日本からは日本大使館及びハノイとホーチミンの両商工会が参加している。

PSFの活動目的はベトナム国と援助国更には民間セクターが政策協議を通してベトナムにおける民間企業の投資とビジネス環境の改善を図る事により、経済発展を促進し雇用の拡大と生活レベルの向上に寄与する事である。更に云えば民間セクターの観点から問題点を把握・提言し、ベトナム政府に認識して貰う事で、その問題点に対しベトナム政府が具体的解決策を見出す事への協力が目的でもある。

2001年は4年目にあたり、6月中間総会、12月年次総会が夫々ハノイで行われた。会議は計画投資省（MPI）が主催し、世界銀行（以下WB）と国際金融公社（以下IFC）が共催者となり、各国商工会、ベトナム国営企業、ベトナム国内民間団体及び民間企業、それに援助国と国際開発機関が参加。

今年から国営企業、民間企業も参加した事もあり本会議の名称もVietnam Business Forum（以下VBF）と改称された。

会議の席上、民間セクターとして金融・銀行、法制、製造業・流通業夫々の面から一層の投資・事業環境の改善を要望した。具体的には2000年7月の外国投資法改正の評価、インフラストラクチャの整備・充実、中小企業の育成強化、知的財産権の保護及びIT産業の振興等であり、結論としては全般にはかなりの進展はみられたが、国営企業の改革、中

小企業の育成策等の強力な実行と一層のスピードアップが必要との印象であった。

今後10年間に経済社会開発を促進し、貧困撲滅の目標を達成する為には経済の構造改革が不可避であり、援助国として2002年度も24億ドルの援助を約しており、これらODA（政府開発援助）の有効活用と民間投資のGDP（国民総生産）に占める比率を12%～18%まで高める必要ありとWB・IFCでも試算している。

構造的な諸問題の改革を支援すべく、各援助国及びVBFメンバーが今後共継続協力・支援していく事を全員一致で約し、それぞれのVBF会議が閉会した。

特別委員会別活動報告

バザー実行委員会

1. 新しいチャリティー活動の試み

1966年よりJBAHの主要活動の一つとして地域社会への貢献を掲げており、過去5年間恵まれない、障害を持つ子供達に援助の手を差し伸べるために、チャリティーバザーを毎年開催し、これまでに累計約13万ドルの収益金を寄付しこの活動はホーチミン人民委員会などからも高く評価されてきた。

一方バザーの運営、実施に携わった会員関係者からはチャリティーの成果への満足感は強いものの、バザーの計画、準備、そして実施段階に於いて必要とされたワークロードが余りにも過大なものであったとの反省意見が大半を占め、又前年度に会員に対し行ったアンケートでも従来のバザーのやり方を見直すべきとの意見が多数派であった。

かかる状況を踏まえ、今年度の当委員会の活動は先ず“如何にしたら会員に過重なロードを掛けずにチャリティーの成果を達成できるか”の議論を重ね、且つ会員各位の意見も聴取した結果、下記方針でチャリティー活動を推進する事を決定した。

(1) 従来通りのチャリティー活動を継続し、その成果の会員に対するフィードバックを十分に行う。

(2) 資金調達方法も従来のバザー一辺倒を改め、JBAH主催のゴルフコンペ、各部会主催のゴルフコンペなどのイベントで、チャリティー資金調達のご協力をお願いする。

(3) 今年度のチャリティー活動の総括として2002年3月3日にチャリティーイベントを開催し、その際に収益金の贈呈式も実施する。このイベントは会員その他皆様の自主的な協力をベースとする。

2. 今年度チャリティー活動の成果

(1) JBAH及び各部会主催のゴルフコンペを中心として会員の積極的な協力により約7,330米ドルのチャリティー資金を募る事ができた。

又、初めての試みとしてロゴ入りのTシャツの販売を行い、約800米ドルの収益金を上げる事ができた。

(2) チャリティーイベント

2002年3月3日(日)オムニサイゴンホテルにて第六回JBAHチャリティーイベントを神谷総領事、ホーチミン市人民委員会タイ副委員長のご出席を得て開催し約800名が参加し、盛況であった。本イベントでは

- 会員有志及びアオザイ会によるフリーマーケット式による物品販売、
- 日本人学校生徒、げんこつ会及び女性コーラスグループ“きろろ”のパフォーマンス
- 会員、航空会社、ホテルなどからの提供品を賞品とするラッキードロー

などの催し物が行われると共に、今年度チャリティー資金の贈呈式を開催しJBAH浅田会長よりスポンサー協会NGIEP会長に対し仮金額で2万ドルの贈呈を行った。

その後本チャリティーイベントでの収益金が18,600ドルに確定したのに伴い、上記(1)の収益金と合わせ、総額約26,730ドルが下記施設に寄付される事となった。

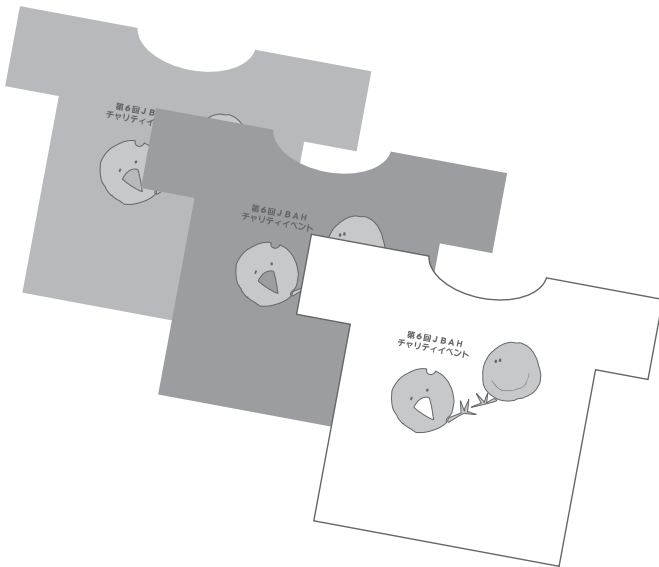
- ホーチミン市第二小児病院
- Odonto-Maxillo Facial Center of HCMC
- 第八区聾啞学校

3. 総括

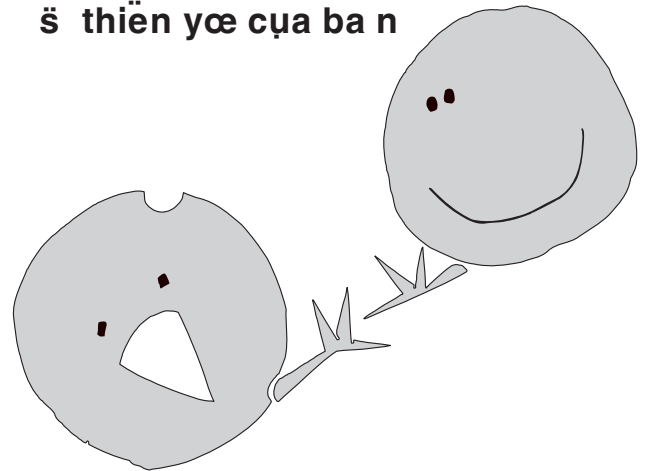
今年度の活動を振り返ると“TRY&ERROR”の精神で新しいスタイルを模索する形となったため、種々至らぬ点があったと反省している。

今後もJBAHの地域社会への貢献の方針は継続されると思うので、今年度の経験、反省を糧にして、来年度以降チャリティー活動が一層充実、拡大する事を期待する。

最後にこの場を借りて、本年度のチャリティー活動にご協力頂いた皆様に厚く御礼申し上げます。



あなたの善意とどけたい Chương trình mua bán chuyển tiếp sẽ thiện ý của bạn



第6回 JBAHチャリティーイベント Hội chợ Tiếp Thiện JBAH lần thứ 6

日時：2002年3月3日（日）10:00～13:00
場所：オムニサイゴンホテル2F Grand Ball Room
チケット：入場料+抽選券 10USD、抽選券のみ 5USD
内容：チャリティーマーケットコーナー
ステージ上でのイベント
イベント&スケジュール：
10:00 開場
10:30 イベント開始
日本人学校パフォーマンス（約15分）
コーラスグループ公演（約15分）
サイゴンバムコン会演奏（約15分）
寄付金贈呈式（約1時間）
お楽しみ抽選会+オークション（約45分）
13:00 閉会

Thời gian: 10:00 ~ 13:00 ngày 3 tháng 3 năm 2002.
Địa điểm: Khách sạn OMNI SAIGON - Phòng Grand Ball.
Vé tham dự: -10 USD/ 1 vé và vé 5 USD/ 1 vé đ. thính.

Nội dung: Khu bán hàng tiếp thiện, sân khấu.
Đ. kiện chình trình hoạt động:
10:00 Khai mạc
10:30 Khai mạc hội chợ.
Chình trình biểu diễn của Trường Nhật Bản (15 phút).
Đ. ban nhạc của CLB âm nhạc Sài Gòn (15 phút).
Chình trình biểu diễn của CLB võ - SG GENKOTSU (15 phút).
Lễ trao tiền quyên góp tiếp thiện (1 giờ).
Bán - đấu giá quyên góp tiếp thiện, trao thính xổ số (45 phút).
13:00 Kết thúc.

